令和元年11月5日開会 (第11回総会)

## 雲仙市農業委員会会議録

雲仙市農業委員会

## 第11回雲仙市農業委員会総会議事録

1 招集日 令和元年11月5日(月)

2 開会日時及び場所

令和元年11月5日(月) 午後2時00分

雲仙市役所本庁舎別館3階会議室

3 閉会日時 令和元年11月5日(月) 午後2時43分

4 委員氏名

(1)出席者(17名)

1番 草野 英治 2番 大島 忠保 3番 松永 一 4番 東 康敬

5番 林田 剛 6番 森﨑 茂德 7番 渡部 篤 8番 平野 利光

9番 馬場 保 10番 徳永 玉義 11番 三浦 憲二 12番 内田 弘幸

13番 池田 兼三 14番 松尾 茂敏 15番 川内 幸徳 17番 鶴﨑 進

19番 小筏 正治

(2) 欠席者(2名)

16番 草野有美子 18番 大久保信一

5 議事に参与した者

事務局長 坂本 英知

次 長 増冨 浩彦

参事補 原田 誠二

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 議案第52号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第3 議案第53号 農地法第4条第1項に規定による許可申請について

日程第4 議案第54号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第55号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定

について

日程第6 議案第56号 農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

日程第7 報告第8号 非農地通知の発出について

午後2時00分開会

**〇事務局長(坂本 英知君)** 天気が続きますけども、皆さん、お忙しい中にご参集いただきまし

てありがとうございます。

本日は、大久保職務代理者が今、欠席の報告がありました。それと、草野委員のほうからも欠席の届が提出されております。

しかし、本日の出席者は、法の規程による過半数に達しておりますので、会長、議事の進行を よろしくお願いいたします。

**○議長(小筏 正治君)** どうも、皆さん、こんにちは。先ほど、局長からお話がありましたように、非常にこの秋晴れのよい天気が続くわけですけど、そういう農作業の大変お忙しい中に、本日の総会にご出席を賜りましてどうもありがとうございます。

それでは、早速ですけど、ただいまから、令和元年第11回雲仙市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、各委員の協力方よろしくお願いいたします。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は会議規程第12条の規定により、15番、川内委員、17番、鶴崎委員、両 委員を指名いたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

日程第2、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてから、日程第7、報告第8号、非農地通知の発出についてまでの議案5件、報告1件となります。

それでは、議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局、議案 事項の説明を求めます。

**○事務局(原田 誠二君)** 議案書 2 ページをごらんください。

議案第52号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので総会の議決を求める。令和 元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書3ページ、受付番号68番から、議案書5ページ、受付番号74番まで7件の申請があっております。詳しくは別添1をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願い いたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。
- ○委員(10番 徳永 玉義君) 本日は、東部調査会長の東委員が調査会を欠席されていたため、かわりに報告をさせていただきます。議席番号10番、徳永です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号68番から70番です。

受付番号68番は、不在地主が譲渡する案件です。

受付番号69番は、後継者へ贈与する案件です。

受付番号70番は、不在地主が譲渡する案件です。

受付番号68番から70番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

**〇議長(小筏 正治君)** どうもありがとうございました。

受付番号68番から70番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいたします。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号71番から72番です。

受付番号71番は、耕作利便のため買い受ける案件です。譲り受け人は雲仙市で2,620平 米、諫早市で5,671平米の耕作面積を有しております。

受付番号72番は、規模拡大のため買い受ける案件です。

受付番号71番から72番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号71番から受付番号72番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。平野委員、どうぞ。

- **〇委員(8番 平野 利光君)** 72番ですけれども、金額が安いようですが、何かあるのでしょうか。
- 〇議長(小筏 正治君) 事務局、説明できますか。
- 〇次長(増富 浩彦君) 事務局から。

中部調査会、西部調査会でも、ちょっと値段のことでお尋ねがあって調べた結果がですね、1 年ほど前、愛野のほうでこの2人ですね、譲渡人さん、譲受人さん、反対なんですけども、譲渡 人さんが譲受人さんの農地を転用目的で購入されております。そのときの値段に、本来ならこの 今回のと含めた形で同時申請をしなければいけなかったところをし忘れて、今回、この値段でち ょっと上げてきておられるということです。

- 〇議長(小筏 正治君) どうですか。
- ○委員(8番 平野 利光君) 差し引き譲渡ですね。
- **〇次長(増富 浩彦君)** そうですね、交換、本来は交換、代替地で交換ということでもらわんば いかんところを。
- ○議長(小筏 正治君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

- ○議長(小筏 正治君) そしたら、ほかにご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会 長よりお願いいたします。池田委員、どうぞ。
- ○委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号73番から74番となります。

受付番号73番、74番は、借り人が同一の案件であり、新規就農のため借り受ける案件です。 受付番号73番から74番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号73番から74番について、何かご質疑ありましたらお願いいたします。 どうでしょうか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第52号、農地法第3条第1項の規定 による許可申請について、受付番号68番から74番は、申請どおり許可することにご異議あり ませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第3、議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書6ページをごらんください。

議案第53号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第4条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書7ページ、受付番号5番から7番まで3件の申請があっております。詳しくは別添2を

ごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願いいたします。まず、東部調査会長、お願いいたします。
- ○委員(10番 徳永 玉義君) 議席番号10番、徳永です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号5番から6番です。

受付番号5番は、農業用施設用用地への転用を計画されています。申請地は農振農用地区域内の農地であり、おおむね10~クタール以上の農地の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。令和元年9月25日に農振軽微変更が完了しております。

受付番号6番は、堆肥舎への転用を計画されています。申請地は農振農用地区域内の農地であり、周囲を山林、宅地に囲まれたおおむね10ヘクタール未満の農地の一団の区域内にある農地であることから、第2種農地と判断いたしました。令和元年9月6日に農振軽微変更が完了しております。

受付番号5番から6番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号5番、6番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。どうでしょうか、5番、6番。

[「なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいた します。池田委員、どうぞ。
- 〇委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号7番です。 受付番号7番は、一般個人住宅への転用を計画されております。申請地は農振白地、水道管及 び下水道管が埋設されている道路に面しており、500メートル以内に2つ以上の医療施設、公 共施設が存在していることから、第3種農地と判断しました。

受付番号7番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号7番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。ありませんか。

## [「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第53号、農地法第4条第1項の規定 による許可申請について、受付番号5番から7番は、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

## [「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、申請どおり許可することに決定しました。 次に、日程第4、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と いたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書8ページをごらんください。

議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について

次のとおり農地法第5条第1項の規定による農地の転用許可申請があったので総会の議決を求める。令和元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書9ページ、受付番号44番から、議案書10ページ、受付番号50番まで7件の申請が あっております。詳しくは別添2をごらんください。

以上です。

- ○議長(小筏 正治君) それでは、各調査会長から案件について説明及び現地調査報告をお願い いたします。まず、東部調査会長、お願いします。
- ○委員(10番 徳永 玉義君) 議席番号10番、徳永です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、東部調査会関係分は受付番号44番から 45番です。

受付番号44番は、道路の新設工事のための仮設事務所を設置のための一時転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10~クタール以上の農地の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用期間は令和2年3月31日までです。

受付番号45番は、小路地区内の個人住宅の改装工事に伴う工事車両等の駐車場用地の一時転用を計画されています。申請地は農振白地、おおむね10~クタール以上の農地の一団の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用期間は令和2年6月30日までです。

受付番号44番から45番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号44番から45番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

- **〇議長(小筏 正治君)** ご質疑がないようですので、続きまして、中部調査会長よりお願いいた します。内田委員、どうぞ。
- ○委員(12番 内田 弘幸君) 議席番号12番、中部調査会長の内田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、中部調査会関係分は受付番号46番から47番です。

受付番号46番は、農業用資材置場として農業用施設用地へ転用を計画されております。申請地は農振農用地区域内の農地であり、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可することができる案件であると思われます。農振軽微変更については、令和元年10月1日に完了しております。

受付番号47番は、事務所用地へ転用する追認申請です。申請地は農振白地で、生産性の低い 10~クタール未満の一団の区域内にある農地であることから、第2種と判断しました。申請地 は、昭和50年当時の所有者と代表取締役との契約により愛野営業所として利用を開始していた が、今回、無断転用であることが判明した案件です。

受付番号46番から47番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題ありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号46番から47番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。 ありませんね。

[「なし」と言う者あり]

- **〇議長(小筏 正治君)** ご質疑がないようですので、続きまして、西部調査会長よりお願いいた します。池田委員、どうぞ。
- 〇委員(13番 池田 兼三君) 議席番号13番、西部調査会長の池田です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請について、西部調査会関係分は受付番号48番から 50番となります。

受付番号48番は、青果集荷用トラック及び従業員等駐車場用地への転用を計画されております。申請地は、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。令和元年10月7日付で農振除外がなされております。

受付番号49番は、農業用資材置場用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地区域内の農地であり、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可をすることができる案件であると思われます。

受付番号50番は、農業用施設用地へ転用する追認申請です。申請地は農振農用地区域内の農地であり、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断しました。転用目的が農業用施設用地であることから、例外的に許可することができる案件であると思われます。

受付番号49番、50番とも南串土地改良区内の農地であり、土地改良区の意見書も添付されております。

受付番号48番から50番について、現地調査並びに協議結果においても、特に問題はありませんでした。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ありがとうございました。

それでは、受付番号48番から50番について、何かご質疑ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第54号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、受付番号44番から47番、49番から50番は申請どおり許可、受付番号48番は第1種農地で10アールを超えておりますので、県農業会議へ諮問の上、許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**〇議長(小筏 正治君)** ご異議ないようですので、先に述べたとおり決定しました。

次に、日程第5、議案第55号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画 の決定についてを議題といたします。事務局、議案事項の説明を求めます。

O事務局(原田 誠二君) 議案書11ページをごらんください。

議案第55号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について 農用地利用集積計画を別紙のとおり定めるにつき、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定に基づき、総会の議決を求める。令和元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。 議案書12ページ、受付番号1番から、議案書23ページ、受付番号33番までです。

受付番号1番から15番については、賃借権設定に係る案件。受付番号16番から25番については、所有権移転に係る案件。受付番号26番から33番については、農地中間管理機構へ貸し付ける案件です。

以上です。

○議長(小筏 正治君) それでは、議案第55号に対する質疑を行います。

まず、貸借権設定に係る受付番号1番から15番について、何かご質疑がありましたらお願い いたします。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) それでは、次に、所有権移転に係る受付番号16番から25番について、 ご質疑ありましたらお願いいたします。16番から25番ですね、所有権移転について。ありま せんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ないようですので、次に、農地中間管理事業に係る受付番号26番から33番について、何かご質疑がありましたらお願いいたします。農地中間管理機構の件ですね。ありませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、ただいまから採決を行います。

お諮りします。議案第55号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に適合した適正な計画であると認め、農用地利用集積計画を決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

- ○議長(小筏 正治君) ご異議なしと認め、農用地利用集積計画を決定することといたします。 次に、日程第6、議案第56号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取についてを議題と いたします。事務局、議案事項の説明を求めます。
- ○事務局(原田 誠二君) 議案書24ページをごらんください。

議案第56号、農用地利用配分計画(案)に係る意見聴取について

農用地利用配分計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の 規定に基づき、総会の意見を求める。令和元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。 議案書25ページ、受付番号1番から、議案書27ページ、受付番号4番まで、4件です。 以上です。

〇議長(小筏 正治君) 本案件は、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく農用地利用集積計画により、農地中間管理機構である長崎県農業振興公社へ貸し付けられた農地を、公募申し込みをした農業者へ配分する計画が提出されたものです。

議案第56号に対する質疑を一括で行います。ご質疑ございませんか。議案第56号に対して、何もございませんか。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、議案第56号、農用地利用配分計画(案) については、特に異議なしと回答することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご異議ないようですので、議案第56号、農用地利用配分計画(案)につきましては、特に異議なしと回答することに決定しました。

次に、日程第7、報告第8号、非農地通知の発出について、事務局より説明を求めます。

○事務局(原田 誠二君) 議案書28ページをごらんください。

報告第8号、非農地通知の発出について

対象地が農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨の判断を行ったことについて総会で報告する。令和元年11月5日提出。雲仙市農業委員会会長小筏正治。

議案書29ページをごらんください。

整理番号1番から3番については、所有者より申し出があり、現地確認を行ったところ、山林 化していると確認できたことから、非農地通知を発出するものです。

以上です。

○議長(小筏 正治君) ただいま、事務局より第8号について説明がありました。何かご質疑ありますか。ありましたらお願いいたします。

[「なし」と言う者あり]

○議長(小筏 正治君) ご質疑がないようですので、報告を終わります。お諮りします。

本総会における議決事件について、その条項、字句、数字、その他、整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

**○議長(小筏 正治君)** ご異議なしと認めます。したがって、これらの整理を要するものについては、議長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。どうもありがとうございました。

午後2時43分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年11月 5日

議長

署名委員

署名委員